

## 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書作成上の留意事項

### 1 届出の必要な変更事項

次の事項に変更があった場合には、変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に届出を行わなければなりません。（事業の全部または、一部廃止の場合も同様です。）

- (1) 氏名又は名称
- (2) 役員等
  - ① 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人
  - ② 法人の役員
  - ③ 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
  - ④ 令第6条の10に規定する使用人
- (3) 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- (4) 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- (5) 保管の場所に関する事項
  - ① 所在地
  - ② 面積
  - ③ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）
  - ④ 処分等のための保管上限
  - ⑤ 施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの

### 2 様式

- (1) 産業廃棄物処分業の廃止または変更：様式第十一号
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業の廃止または変更：様式第十七号

※ 廃止届出書の種類に応じ、必要となる様式を選択すること。  
いずれの場合も2部（1部は届出者控え）を作成し、提出すること。

### 3 廃止届出書の添付書類

変更事項	添付書類
一部廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少</li><li>・ 施設の一部廃止</li></ul></li><li>◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可証（許可証の書き換えを行います。）</li><li>・ 施設の一部廃止の場合、図面等</li></ul></li></ul>
全部廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 該当事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業の全部廃止</li></ul></li><li>◆ 添付書類<ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可証</li></ul></li></ul>

#### 4 変更届出書の添付書類

※登記事項証明書及び住民票等の証明書類は、交付から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

変更事項	添付書類	
氏名・名称	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款または寄付行為</li> <li>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> </ul>
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票抄本（本籍の記載のあるもの）</li> <li>変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）</li> </ul>
役員・株主等	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書</li> <li>変更する者の本籍地の記載のある住民票抄本</li> <li>変更する者に後見人等が登記されていないことの証明（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）</li> <li>株主法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>法定代理人の変更であって、法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び役員の住民票抄本（本籍の記載のあるもの）</li> </ul>	
所在地住所	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>案内図（住宅地図の写し等）</li> </ul>
	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票抄本（本籍の記載のあるもの）</li> <li>案内図（住宅地図の写し等）</li> </ul>
	※ 住居表示 (市町村合併・区画整理などによるもの)	上記の書類または、 ・市区町村長の発行する住居表示変更の証明書
事業の用に供する施設、保管の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図等</li> <li>最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</li> <li>届出者が使用権原を有することを証する書類</li> </ul>	